

●第14回委員会 会議要点録

平成18年5月11日 18時30分～
多摩市役所 特別会議室

出席者：檜垣正巳委員長 白鳥光洋副委員長 岡崎和子委員 小澤尚子委員 武智秀之委員 堤香苗委員

事務局：企画政策部長 企画課長 企画調整担当主査 企画課主査 企画課主事

説明者：くらしと文化部長 市民活動推進課長

第2回評価部会

(1)外部評価対象事業「コミュニティセンターの運営」について

今後の予定

- 第15回 5月29日(月曜) 18時30分
- 第16回 6月8日(木曜) 18時30分

【自治推進委員会】

委員 前回、評価部会を設置した。これより外部評価のための評価部会に入るの座長に進めていただく。

【評価部会】

座長 「第2回評価部会」を開催する。前回決定したとおり、本日は、「コミュニティセンター事業」の評価について取り組む。はじめに、「コミュニティセンター事業」の理解を深めるために、コミュニティセンター担当者より資料の説明をお願いする。

事務局 職員紹介(くらしと文化部長、市民活動推進課長紹介)

外部評価対象事業「コミュニティセンターの運営」について

事務局 資料説明

委員 質疑応答に入りたい。

委員 運営協議会を指定管理者にしたが、運営協議会という制度は指定管理者以前から自発的に作られていたのか。

事務局 コミュニティセンターは7館あるが、昭和63年に関戸・一ノ宮つむぎ館が開館し、以降順次作られた。関戸・一ノ宮つむぎ館は老人福祉館という位置付けでスタートしようと考えていたが、運営自体地域の方をお願いするという形でコミュニティセ

ンターとしてスタートした。2館目以降は建物を設計する段階から、建設協議会として組織を作り、その後の運営協議会へと移行していった。運営協議会は昭和63年から管理の運営主体として、市から委託され、運営を行っている。その中で今回の指定管理者への移行となった。資料2にあるように、運営協議会に対しては、なぜ指定管理者制度にしなければならないのかという説明からはじめた。資料3に市の基本的考え方を示しているが、効率的な運営、民間手法の導入というのが、指定管理者の目的である。

委員 コミュニティセンターに関わりたければ、運営協議会に参加してある程度のポジションにつかなければ関われないということか。

事務局 実際に運営協議会に加わり運営に関わることと、利用者として関わることもある。また、利用者については、利用者懇談会において意見や提案を出すことで運営に反映させることも可能である。

委員 指定管理者は選定委員会で選定しているということでもいいか。

事務局 最終的には議会の議決があるが、指定管理者選定委員会での審査結果をもとに選定している。

委員 公募するかどうかの権限は選定委員会にはないのか。

事務局 そのとおり。

委員 公募しなかったのは、コミュニティセンターのほかにあるのか。

事務局 複合文化施設(パルテノン多摩)と多摩中央公園内駐車場を多摩市文化振興財団に、市内の駐輪場3箇所を自転車駐車場整備センターにそれぞれ公募せずに指定した。

委員 運営協議会のメンバーはどのように選んでいるのか。

事務局 年に一度、広報誌等での呼びかけをとおして、応募してもらっている。運営協議会に参加したいという方ならばメンバーになれる。人数は上限があるわけではない。少ないところで50人。多いところで7~80人というところもある。運営に関しては、役員会というのがあり、細かなスケジュール等は役員会で決め、総会で決定していく。

委員 役員会はどの程度の頻度で集まるのか。

事務局 定例は月に一度だが、部会のような組織があり、そちらでも月に一度程度集まり、最終的には役員会で決めている。

委員 運営委員会のなり手はいるのか。

事務局 なり手が多くて困っているということはない。新しい人を集めることを考えている。

委員 各コミュニティセンターでの活動内容は同様のものか。

事務局 運営は館により特徴がある。地域に密接に関わりがあるところもあり、主にサーク

ルへの貸し館として運営しているところもある。運営委員に新しい人をどのように取り込んでいくのかという点を市も運営協議会も考えている。

委員 コミュニティセンターには市の職員はいないのか。

事務局 市の職員はいない。運営協議会がスタッフと、事務長を雇用しており、市から運営協議会に指定管理料を払い、そこから賃金が払われている。

委員 市の広報紙で募集しているのを見るが、独自にも募集しているのか。

事務局 市の広報紙のほか、それぞれの館の広報紙等で募集しており、おおむね地域の方が応募し、採用されているという状況である。

委員 運営協議会の年齢構成はどうか。

事務局 多いのは、リタイヤされた方。特に役員会が高齢の方が多い。

委員 利用者の年齢はどうか。

事務局 資料7の論文を参考にしてみると、P40で、60～70歳代が多い傾向にある。F館は目の前に公園があり子どもが出入りしており、子どもの利用も多い。

委員 コミュニティセンターはどういう方に、どういう目的で使ってもらいたいのか。

事務局 世代間の交流。F館・H館のように事業の中で地域との交流、子どもから高齢者までの交流しているところもある。世代間の交流が図られればよいと考えている。

委員 市として個別の意見へのアクションはしているのか

事務局 資料4のP17、コミュニティセンターへの意見をみると、それぞれの館の特性があり、それを活かすべきだという趣旨の意見が多いと受けとめている。指定管理者の導入に際して特性を活かした運営ができないかと考えている。これまでは公の施設としていつでも、だれでも使える施設として、画一的な使用方法になりがちであったが、地域の特性を生かした運営をしていけるようになればと考えており、今後一つ一つの課題に対し積み重ねていくことを考えている。

委員 やる気があるところは、いろいろやりたいと考えていると思うが、具体的な例はあるか。

事務局 使用料の設定のことなどは、条例の設置が必要なので簡単にはいかないが、喫茶コーナーを設けたり、バザーを実施したりして自主財源をつくり、地域に還元していくことを考えている館もある。一律午前9時半から午後9時半は開館にしているが、夜早く閉めることで光熱水費の節減を考えている館もある。それぞれの事情で運営を考えていく。

委員 一館あたりの役員数は。

事務局 10人～20人弱の間で構成されている。

委員 会則はあるのか。

事務局 それぞれの館で会則があり、必要に応じてその都度改正している。開館当初はあ

る程度の雛型により作られたと思うが、運営していく中で変更を加え、それぞれの館に併せた会則になっている。

委員 前回配布の資料のP30、これが総額とみていいのか。

事務局 これは市の執行を含めた16年度決算ベースの金額である。

委員 利用者一人あたりいくらかというのはだしているか。

事務局 だしてはいないが、施設利用者数が28万人程度、風呂の利用者数が7万人程度である。その人数で割り返すとその額が算出される。

委員 館によって差があるのか。

事務局 利用人数自体が違う。

委員 利用者の少ない館というのはあるのか。

事務局 貸し室自体が少ない館や多い館、風呂が無い館もあり、利用者数には違いがある。

委員 聖ヶ丘が経費が一番多いが利用者も一番多いのか。

事務局 貝取こぶし館が6万1千人で一番多く、ひじり館は5万9千人で二番目、利用率だとこぶし館で70%くらいになっている。

事務局 図書館、学童クラブ等が併設されているところもあり、コミセン部分に着目すれば変わりが無いが、建物としては特色がある。

委員 コミュニティセンターでも地域地域でいろいろなものがあって統一されていないということか。

委員 施設計画の段階で、建設協議会でどういうものを作りたいというのを話し合う中でコミュニティセンターの機能が決まり、平行して市として学童クラブや図書館の配置を考えて複合で建設していることもある。

事務局 建設の段階で、それぞれ建設協議会の意見と行政側の考えで図書館をつくったり学童クラブをつくったりということはある。

委員 竣工後には、作ることはできないということになるのか。

委員 風呂の使い方、あり方の検討や、あとからシャワールームの増設の検討をしたりということはある。

委員 館の自主運営を行うときに使える財源は、ほとんどないというように見える。

事務局 ほとんどが人件費、管理経費である。150万円程度が自主事業のためにある。

委員 館によって使用料を設定してはいけないということだと思うが、運営努力によって自主財源を生み出して自主事業費を生み出すということできないのか

事務局 自主財源を生み出すことができるようにも考えている。

委員 喫茶コーナーの収益等は自由に使えるのか

- 事務局 喫茶の会計は自主財源として完結した会計である。指定管理料については別の財布の中で完結する。一般会計の中ではほとんどが人件費となるが、いろいろな工夫をして余るということであれば、これまでは清算して市に返していたが、指定管理者制度では、返してもらわず、翌年度へ繰り越し等できるように考えている。
- 委員 指定管理者制度では年度ごとに清算していくが、運営努力を翌年度の指定管理料に反映させようという考えである。翌年度費用算定時に協議するという考えで考えている。
- 委員 各館を作るときは市民全員の税金なのに、運営は地域の人が行っており、収益をその地域だけに還元するのは疑問を感じる。すべてを市の財源にするということではないが、全てをコミュニティセンター運営協議会で使うというのもどうかと思う。
- 事務局 一側面では認識している。これまで一番古い運営協議会では17～8年積み上げてきたものがある。現段階では、NPO等に手を上げてもらうという性質のものではないと考える。運営協議会が万能ではないというのは認識している。
- 委員 コミュニティセンターの活動の中には形骸化しているもの、過渡期に差し掛かっているものなどであろうかと思われるが地域に点在している利点を生かして、自治に広げていくことにはできないか。高齢者と若い人をつなぐコミュニティを。パトロールや子どもの見守りというようなことをやっているところもあるようだし、高齢者と核家族でグループを作り高齢者が支援していくというようなことを市として推進していくことはできないか。自治会の仕事だということかもしれないが。
- 委員 今答えを求めるのではなく、提案するというだけでいいのでは。
- 委員 老人福祉館にも運営協議会があるのか。
- 事務局 市の職員が管理しているのではない。
- 委員 なぜ。
- 事務局 最初にB型の老人福祉センターという位置付けの施設であるので。
- 委員 コミュニティセンターは働いている人があまり使っていないのでは。何か方策を考えているのか。福祉館と公民館、コミュニティセンター等の関係は。
- 事務局 それぞれ建てられたいきさつが有り、現在、施設の再配置、公共施設の配置のあり方を検討しているところである
- 委員 葬式や営利活動はできないのか。
- 事務局 葬儀については午前9時半～午後9時半で運営している中で、通夜は夜通し行われていたり、葬儀は急に決まるものであったり、となりでは別な活動をしている中での葬儀となってしまうということも考えられる。
- 委員 実際にやっている自治体もある。運営協議会で決めればやってもいいのか。コミ

ユニティで盛り上がるのはカラオケだ、飲食しながらできないのか。なぜアルコールはダメなのか。

事務局 まったくダメということではないが、常時ということではできない。

委員 打ち上げをやりたいときなど、もっと一般の人が使いやすくできないか。

事務局 公共施設をどう使っていくか、市民とのコンセンサスが必要と思う。全てが駄目ということではない。

委員 アルコールなしでやってくれというのが市の方針か。

事務局 方針ということではない。館のお祭りのときなどには認めている。しかし、ロビー等の共有スペースでの飲酒は周囲に迷惑をかけてしまう方もあるため認めていない。

委員 運営協議会で決めたことを市でストップということはあるのか。

事務局 条例の枠内であれば、やめさせることはない。全く想定していないことは別になるかもしれないが。

委員 運営協議会が葬儀をすると決めればできるのか。

事務局 現状では規則で禁止しているのでできない。

委員 運営協議会の連絡会があると思うが、そこで葬儀や飲食できるような条例に改正するように市に要請した場合はできるか。

事務局 可能性はあるが、地域の住民のコンセンサスを得ることが肝要だとおもう。それに賛成の人もいれば反対の人もいるので。

委員 逆に、やってもいいという地域があればやってみて、ダメだったらもどすということは考えられないか。

委員 運営の考え方や手法、メンバーを抜本的に変えないと、慣例のようなもので、ダメといわれてしまう。地域に任せますといいながら、40歳代の方の利用が20%っていない、50歳代以上の方が80%を占める中で、この年齢構成では若い人の意見が通りにくい。

事務局 年齢構成について、資料P34は世論調査の回答で男女別の年齢別の構成である。子どもの利用があるが、18歳以上の方対象のアンケートであるので数字には表れていない。

委員 貸し室は有料か。

事務局 現状では免除規定があり、ほとんどが無料である。7月からは免除規定が変わり、ほとんどが有料になる。

委員 利用者は全ての館に登録できるのか。ぶらっと行って使うことができるのか。

事務局 できる。また、喫茶やロビー、フリースペースはどなたでも個人でも使える。

- 委員 シルバーサロンは。
- 事務局 60歳以上ならば使うことができる。
- 委員 シルバーサロンは若い人は使えないのか。
- 事務局 お風呂は利用できないが、部屋については、利用者の声を反映させながら、もう少し利用対象の枠を広げて提供している館もあり、全体的にこの枠を広げるということは考えられる。
- 委員 利用者が誰もいないという時間帯や部屋があるのならば、弾力的な利用をできるようにしてもいいのでは。
- 委員 カラオケの施設があると聞いているが、さまざまな年代の方が入り混じって使った方が楽しい。そのような利用は。また個人での参加は可能か。
- 事務局 カラオケは団体利用になるのでその利用団体の意向しだいでは、自由に参加できるようにということもある。
- 委員 コミュニティセンターの運営協議会はどういう企画をたてているのか。
- 事務局 館によりさまざまであるが、ひじり館の例では文化部会で寄席やコンサート、国際交流でトルコ大使館やトルコの方を呼んだり、小中学生むけ囲碁教室などを実施している。
- 委員 企画をやらなければ、個人利用は増えていかないと思う。多摩市では企画が薄いように思う。
- 事務局 多いか少ないかは感じ方によると思うが、議会では、運営協議会がやりすぎで大変だということも指摘されている。工夫の余地はあるが、催しはそれぞれ地域住民が主体となり、がんばってやっていると感じている。
- 委員 このような事業は市の広報誌に載るのか。
- 事務局 主催者であるコミュニティセンターから載せて欲しいという依頼があれば調整し、掲載している。
- 委員 コミュニティセンターの広報誌はあるのか。
- 事務局 それぞれの館にある。地域での個配をしたり、新聞折込をしたり、公共施設での配布など。
- 委員 退職者が増えたときにコミュニティセンターが担うものは大きいと思う。駐車場が少なかったり、交通の便が悪いところは、利用する人が限られてくる。
- 委員 コミュニティに参加する機会は地域に開かれているので、コーディネーターやアドバイザーを雇い運営の工夫はできるのでは。
- 委員 若い人を発掘するならば、PTAの人や、自治会との関係等があるが、コミュニティセンターとの関わりはどうか。
- 事務局 規約等で自治会の代表を入れる、となっている館もあり、子どもやPTA、地元の

商店会を入れての祭りをやる場所もあるが、地域とはあまり連携していないところもある、それぞれの性格に違いがある。地域コミュニティの核として地域の課題を解決していくような場所になればよいと思っている。コミセンと地域・自治会や管理組合との連携には、各館での温度差が実態としてある。青少協との関わりはどのコミュニティセンターでも持っていこうとしている。役員の中に青少協の委員が入っているところもある。

- 委員 登録しなければ使えないというのが若い方の利用にネックになっている。登録の原則の枠を広げたり、思い立ったときに手軽に使えるようにできないものか。
- 事務局 貸し室利用には、団体としての申請が必要で、これが登録という行為となる。使いたい日に空きがあればその場で登録して使うことはできる。この登録は運用上のことで、利用は団体利用が原則となっており、登録は団体での利用であるということの確認をするものである。一度登録さえすれば、一回事に団体利用であるということを示す必要は無く、登録カード一枚で使うことはできる。そもそも登録が必要かどうかというのは別な議論と考える。
- 委員 地域の方の半数が使うというような目標を立てていくことはできないか。市場化テストか規制緩和かわからないが、自由に試せるところをつくっていったらどうか。
- 事務局 同感である 変えるべきところは変えていくことは必要。ただ、運営協議会の中でも突っ走る人とブレーキをかける人がいるのは当然のことで、一度に変えるのは難しい。
- 委員 全部をいっせいにやる必要はないが、どこかでやってみてダメだったら戻せばいい。
- 事務局 委託受託の関係から指定管理者に代わった。序々にやっていくということが地域の中では必要だと思う。チェックしバランスをとることが必要。
- 委員 コミセンの期待値のようなものをつくったほうがよい。運営協議会以外の指定管理者をひとつくらい置いてみては。指定管理者への移行を嫌がったところがあると聞いているが。
- 事務局 そもそも「指定管理者とは何であるかわからない」というところから始まっている。
- 委員 地域で自主的に使うのはいいが、もっと自由に使ってもらいたい、たくさんの人が使いやすい施設をめざすべき。
- 事務局 今が万全というわけではないのは、認識している。
- 事務局 世論調査でも利用したことがある人は3割以下であり、低いと認識しているが、3割4割と目標設定してどのように仕掛けをしていくかは市としても必要であるし、地域でも考えていく必要がある。より多くの人に利用してもらうにはどうしたらいいか考えていく必要がある。
- 委員 コミュニティセンターの運営が難しいのは、他市でも共通の課題である。

次回もまたコミュニティセンターについてやるということで、公共施設のなかのコミュニティセンターの位置付け、コミュニティセンターの運営のあり方、利用の形態・施設の企画等パフォーマンスのレベル、3つをもう一度議論をするということで、評価も少しずつやっていく。結果をどのような形でだしていくかはやりながら考えていく。

公共施設のあり方検討委員会の審議内容や戦略プランでのまだ設置されていないコミセンの考え方等を聞いていきたい。

委員 コミュニティセンターの10エリアはまだ生きているか。

事務局 平成13年策定の第4次総合計画で17エリアから10にしたのでまだ生きている。

委員 福祉のエリアはどうなったのか、また学区は、都市マスの地域割りは。同じになっていった方がよいのでは。

委員 エリアがどのように重複しているかという資料があればお願いします。

委員 公民館2館あるがエリアは。

事務局 2館の公民館は、全市施設として全市民を対象としており地域施設ではない。

【自治推進委員会】

委員 次回日程は5月29日(月曜)18時30分から

次々回は6月8日(木曜)18時30分から